

新潟県LPガス料金高騰に係る一般家庭向け支援補助金交付申請の手引き

(一社)新潟県LPガス協会

令和5年 8月 4日制定

令和5年10月23日改正

I. はじめに

この手引きは、新潟県LPガス料金高騰に係る一般家庭向け支援補助金交付要綱（以下、交付要綱）を補完するものです。

本補助金は、国の地方創生臨時交付金（電気、ガス、食品等価格高騰重点支援交付金）を財源とし、物価高騰の影響を受けている生活者及び事業者への支援が目的となっていることから、国及び県からは、補助金の適正な執行を求められており、また、不正行為は厳正に対処されることとなります。

交付要綱を十分確認いただき、本補助金の申請及び交付を受ける際には、適正に行われるよう切にお願いします。

なお、本手引きは、事業開始後も適宜改定を行うことがあります。また、記載した内容を予告なく変更する場合がありますので、常に最新版を確認願います。

II. 補助金の概要と基本的な事項

1. 対象となる事業期間

令和5年9月分、10月分及び11月分のLPガス料金が対象です。

2. LPガス料金の定義

対象期間中に一般消費世帯に請求すべき基本料金と従量料金の合計請求額が対象となります。基本料金、従量料金と別に設備利用料、器具代、リース料及びレンタル料を請求している場合は、LPガス料金の上昇とは無関係のため対象となりません。

3. 支援を受けるべき一般家庭等

新潟県内でLPガスを利用している消費世帯であって、供給設備（容器、高圧ホース、供給管、調整器、ガスメーター）の設置をしている一般家庭であることが条件です。併せて、ガスメーターを設置したコミュニティガス（簡易ガス）の一般家庭も対象となります。

よって、質量販売は対象外となります。

なお、業務用の取扱いは次のとおりとなります。

①業務用が液化石油ガス法で対象となる一般消費者等の場合は、家庭用と兼用するか否かにかかわらず対象となります。コミュニティガスの供給の場合もこの例によることとなります。

②工場兼住居などの場合は、家庭用の消費量が多い場合は対象となります。

※ コミュニティガス（簡易ガス）のうち、ガス事業法に基づく経過措置を受けている団地については、一般家庭の値引き実施前に「特別供給条件認可申請」が必要となります。手続きに関しては関東経済産業局に事前の確認をお願いします。

※ 1ヵ月の間に複数回検針・請求をする場合は、当月2回目以降は値引きの対象外です。

※ 1軒の家庭に複数の契約（1つの家屋で供給設備が2つ設置されている場合など）に基づき供給している場合は、その契約ごとに値引き額を算定します。但し、設置しているガスメーターの数を上限とします。

4. 補助対象者への交付額

(1) 値引きの交付額

一般世帯への請求額のうち、「基本料金+従量料金」（共に税抜き）から9月分と10月分は1,000円/月の値引き額を、11月分は400円を補助金として交付します。下記5.の(例)を参照してください。

(2) 販売事業者への事務経費

一般世帯への値引きによる補助金のほか、販売事業者に対して事務経費として1世帯（ガスメーター数でカウント）当たり150円の補助を支給します。

※ (1) 及び (2) の補助金は不課税となります。

5. 値引き額及び値引きの手順

次の内容で請求額の合計（税抜き価格）から値引きをしてください。なお、市町村独自の値引き等補助がある場合は、先ず、市町村の補助を優先して値引き、その後、県の値引きをして最後に消費税を加えて請求額としてください。請求書、検針票、Web明細のいずれかに必ず「県からの値引き」があることを明示してください。

(1) 9月分と10月分の使用料金の請求書に関しては以下の通り。

(例1) 市町村独自の値引き等補助のない場合（金額は、全て例示のための仮定）

基本料金	1,900円	(税抜き)
従量料金	5,040円	(税抜き、使用量8m ³ ×@630円)
計	6,940円	(税抜き)
県から値引き	△1,000円	
税抜き請求額	5,940円	
消費税(10%)	594円	
お客様への請求額	6,534円	(税込み)

(例2) 市町村独自の値引き等補助がある場合（金額は、全て例示のための仮定）

○市町村の独自補助が1m³当たり@30円（税抜き）の場合

基本料金	1,900円	(税抜き)
従量料金	5,040円	(税抜き、使用量8m ³ ×@630円)
市町村補助	△240円	(税抜き、使用量8m ³ ×@30円の市町村補助の場合)
計	6,700円	(税抜き)
県から値引き	△1,000円	
税抜き請求額	5,700円	
消費税(10%)	570円	
お客様への請求額	6,270円	(税込み)

(2) 11月分の使用料金の請求書に関しては以下の通り

(例3) 市町村独自の値引き等補助のない場合(金額は、全て例示のための仮定)

基本料金	1,900円	(税抜き)
従量料金	5,040円	(税抜き、使用量8m ³ ×@630円)
計	6,940円	(税抜き)
県から値引き	△400円	
税抜き請求額	6,540円	
消費税(10%)	654円	
お客様への請求額	7,194円	(税込み)

(例4) 市町村独自の値引き等補助がある場合(金額は、全て例示のための仮定)

○市町村の独自補助が1m³当たり@30円(税抜き)の場合

基本料金	1,900円	(税抜き)
従量料金	5,040円	(税抜き、使用量8m ³ ×@630円)
市町村補助	△240円	(税抜き、使用量8m ³ ×@30円の市町村補助の場合)
計	6,700円	(税抜き)
県から値引き	△400円	
税抜き請求額	6,300円	
消費税(10%)	630円	
お客様への請求額	6,930円	(税込み)

【ご注意】上記、例1～例4は基本料金、従量料金が消費税抜きの請求書を想定した事例です。貴社において、それらが消費税込みの表記である請求書等をご利用の場合は、税金計算の便宜上、値引き額は1,100円若しくは440円と記載のうえご対応ください。

6. 支援対象者への周知

実際に値引きの請求を行う「前月」の請求書や検針票の投函時等に支援対象者にチラシ(翌月に値引きがなされる内容)を配付してください。

また、値引きの請求を行う月、即ち3ヵ月分、請求書や検針票の投函時等に支援対象者にチラシ(値引きがなされ、請求書等に記載されていることとお知らせする内容)を配付してください。

いずれのチラシも事務局から各販売所に郵送する予定です。

Ⅲ. 申請手続き

1. 補助金交付申請書(様式1号)の提出

補助金の活用により、一般世帯のLPガス料金値引きを行う販売事業者は、交付要綱第6条により、新潟県LPガス料金高騰に係る一般家庭向け支援補助金交付申請書(様式1号)を事務局にご提出ください。

(1) 提出期限 令和5年9月8日(金)まで(期限厳守)

(2) 提出方法 郵送または電子メールへの添付

郵送先 〒951-8131 新潟市中央区白山浦1丁目636-30

新潟県家庭向けLPガス料金補助金事務局

専用アドレス ngt-katei.shien@themis.ocn.ne.jp

専用ダイヤル 025(211)7511

FAX 025(233)6267

※ 郵送の場合は、期限当日の消印有効です。間に合わない場合は、期限までにメール又はFAXにて送信いただき、後日速やかに提出をお願いします。

※ 申請は、1販売事業者1回の申請に限ります。支店・営業所等複数ある場合は、取りまとめのうえ、提出をお願いします。

(3) 値引き対象期間 令和5年9月、10月及び11月のLPガス料金

なお、値引き月をずらしてはいけません。

(4) 値引き対象の一般世帯数

申請時の世帯数となります。世帯数の考え方は、「Ⅱ. 補助金の概要と基本的な事項」の3の通りです。

世帯数は、申請した数から多少の増減が生じても構いません。但し、申請時より3割以上増減する場合は、変更(中止)申請書(様式3号)を提出してください。その際、事務局は、その内容を審査し、適当と認める時は変更交付決定を行い、変更交付決定通知書(様式4号)により補助対象者に通知します。

また、保険の付保数を大きく超える数を申請する場合は、理由を求める場合があります。

(5) 誓約事項

補助金交付申請書(様式1号)の裏面に誓約事項があります。内容を確認の上、同意する場合はチェック欄にチェックしてください。いずれかにチェックがない場合は、補助金を交付することができません。

(6) 添付書類

連絡先と受取口座を記入した別添(様式1号別添)を添付してください。なお、通帳のコピー(表紙と表紙をめくった見開きページの2枚)を添付してください。

Ⅳ. 値引きの実施と補助金実績報告書(様式5号)の提出、補助金の交付

1. 交付決定通知書(様式2号)の送付

Ⅲ. の補助金交付申請書(様式1号)の提出をされた補助対象者(LPガス販売事業者)には、内容を審査したうえで、事務局より交付決定通知書(様式2号)を郵送又は電子メールに添付してお送りします。

値引きの実施は、交付決定通知書(様式2号)を受領後に開始してください。

2. 補助金概算払請求書(様式7号)

一般世帯に対する値引き期間が3ヵ月となるため、当該月の売上高が値引き分減少することになります。これによって、自社の運営資金に著しく影響する場合は、必要に応じて新潟県LPガス料金高騰対策家庭向け支援補助金概算払請求書(様式7号)を事務局に提出してください。

なお、補助金概算払請求書(様式7号)には、交付決定通知書(様式2号)のLPガス一般家庭等消費者の件数(世帯数)を記入してください。内容を確認したうえで、当該世帯数分の値引き額9月分・10月分として1世帯当たり2,000円を、11月分として1世帯当たり400円の合計を概算払し

ます。

- ※ ①この場合、添付書類は不要です。補助金実績報告書（様式5号）の提出時に必要事項をご記入いただきます。また、販売事業者に対する事務経費の交付は、概算払で行いません。
- ②すでに概算払いの交付を受け、2回目の請求をした場合は400円の交付になります。

3. 補助金実績報告書（様式5号）の提出と補助金の交付・精算払

令和5年11月27日（月）より、新潟県LPガス料金高騰に係る一般家庭向け支援補助金実績報告書（様式5号）の受付を開始しますので、提出をお願いします。提出に必要な書類は以下の通りです。

《実績報告書の提出期限 令和6年1月12日（金）厳守》

- ① 補助金実績報告書（様式5号）
精算時補助金請求額（返還額）は様式5号別添2の結果と合致する必要があります。
- ② 事業実績報告書（様式5号別添1、様式5号別紙1、様式5号別紙2）
交付実績を取りまとめてください。記入していただく件数や交付額は支援対象者一覧をExcel上の参考様式で作成すると、自動的に入力又は印刷範囲外に表示されます。
1,000円未満、400円未満を値引いた実績がある場合は、それぞれ様式5号別紙1及び様式5号別紙2にその額と件数を記入してください。
- ③ 支援対象者の一覧（様式5号参考様式 支援対象者一覧）
値引きを行った一般世帯の数の根拠として、通し番号を付した支援対象者の氏名、名称又は管理番号、市町村、交付額等を記載した一覧表を添付してください。Excelの別シートに参考様式を付けております。必ずしもこの様式で提出する必要はありませんが、自動計算機能が付いておりますので推奨します。
- ④ 収支精算報告書（様式5号別添2）
収入の部の補助金（概算払済額、1回目及び同2回目）は2.の手続きを行い、概算払を受けた額を記入してください。受けなかった場合は記入不要です。
支出の部の支援対象者補助額は、別添1の1(3)の額を記入してください。Excelで作業する場合は自動で入力されます。
支出の部の事務手数料は、別添1の2の世帯の合計に150を乗じた額を記入してください。Excelで作業する場合は自動で入力されます。
収入の部の合計と支出の部の合計が合うように補助金（精算時請求額）か補助金（精算時返還額）に入力してください。

【実績報告書作成時の手順に関するお勧め】

Excelシートの自動計算機能等で、自動的に別シートに反映される個所がありますので、手順的には上記番号において『③（支援対象者一覧）→様式5別紙1（1,000円未満件数）、別紙2（400円未満件数）→②別添1（実績報告書）→④（収支精算報告書）→①（補助金実績報告書）』の順で作成することをお勧めします。

- ⑤ 値引きを実施した根拠として、任意に抽出した一般世帯の請求書、検針票など値引きを実施したことが分かる書面のコピー等をサンプルとして提出してください。なお、サンプルの提出数は、20世帯（軒）分、もしくは実績報告時の世帯数の10%と比較していずれか少ない数としてください。そのサンプルには、必ず「県からの値引き」が明示されていることが必須で

す。

【サンプルの提出例 → いずれもコピー可、いずれか少ない数を提出】

(例1) 20世帯(軒)の場合

9月分・10月分の請求書等を各8世帯(軒) + 11月の請求書等を4世帯(軒)の計20世帯(軒)

(例2) 実績報告時の世帯数の10%の場合

(9月分～11月分の請求書等を5世帯(軒)～6世帯(軒)など均等の数)

上記、①～⑤までの書類を事務局に提出後、事務局は内容を審査し、補助金の合計額(値引き額と事務費の合計)と支払期日を記載した額の確定通知書(様式6号)の送付をもって補助対象者に通知し、補助対象者の指定口座に振り込みします。

4. LPガス販売業の廃止等について

当該補助金の申請をし、交付決定を受けた場合は、補助対象者となるため、この間LPガス販売事業は継続することが必要です。よって、万々LPガス販売業の廃止を検討している場合は、実績報告及び補助金の精算払いが完了するまで廃止はできませんので、ご注意ください。